

令和7年10月29日
消 防 本 部 庶 務 課

職員の懲戒処分について

本事務組合職員を地方公務員法第 29 条第 1 項の規定及び青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例第 1 条で準用する青森市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例により懲戒処分としたので、下記のとおりお知らせします。

記

公務外横領及び公用物品の窃取について

1 事案の概要

令和7年8月に、職員有志から集金した食事代等を保管していた金庫から現金 15,000 円を横領し、令和7年8月と9月には、他の職員の活動服等を窃取したもの。

2 被処分者

東消防署筒井分署 小松 翔一郎（21 歳）

3 処分量定

免職

4 処分日

令和7年10月29日

【問合せ先】

青森地域広域事務組合消防本部庶務課
担当：課長 鈴木、主幹 菅原
電話：017-775-0852